

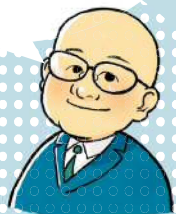
さくら通信 8月号

2023年8月
No.224

発行

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
(株)さくらビジネスサービス
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会

阿波踊り



夏本番となりました。徳島の夏と言えば阿波踊りが真っ先に思い浮かびます。私は徳島出身ではありませんが、初めて阿波踊りを見たときのことははっきり覚えています。町中楽しそうに踊り続ける人々、鐘から始まる二拍子のリズム、演舞場の明るさなどなど、何をとっても印象深いものでした。実際に踊ってみると、綺麗に踊るのが大変難しく、腕を上げ続けるため疲れましたがとても良い経験でした。

今年は、どのような阿波踊りになるのでしょうか。楽しみです。
(孝志洋)



研修会・懇親会へのご案内

令和5年 9月8日(金) 場所：ホテルクレメント徳島

研修会 13:30～17:15 3階 金扇(キンセン)

- ① 13:35～14:35 『待ったなし！改正育児休業の実務対応』
講師 社会保険労務士・キャリアカウンセラー 貫場 恵子 氏
- ② 14:45～16:00 『インボイス制度、電子帳簿保存法の直前対策』
講師 さくら税理士法人 所長 公認会計士・税理士 孝志 洋平
- ③ 16:15～17:15 『今後の日本経済の展望(株式市場の見通し)』
講師 (株)阿波銀行アセットコンサルティング部 部長(野村証券出向) 城戸 茂樹 氏

懇親会 17:30～19:00 4階 クレメントホール西中(立食形式)

会費 無料 申込方法 お電話またはFAX(申込用紙はホームページにて掲載)

申込期限 8月18日(金)

※懇親会ご出席の方には、ホテルより駐車割引券(3時間分)が発行されます。
当事務所受付案内へお申し出下さい。



社会保険 平均賃金とは？

こんな時、算定の基準となる金額

- (1) 解雇予告手当(労働者を解雇する場合)
- (2) 休業手当(事業主の都合により休業させる場合)
- (3) 年次有給休暇の賃金(平均賃金で支払う場合)
- (4) 災害補償(業務上の負傷、疾病、死亡等の場合)
- (5) 減給の制裁の制限(1回の額は平均賃金の半額、何回も制裁する際は支払賃金総額の1割まで)



計算方法
(原則)

$$\text{平均賃金} = \frac{\text{事由発生日前3か月間の賃金総額}}{\text{事由発生日前3か月間の総日数}}$$

(注)

- ※ 賃金が日給、時間給、出来高払で支払われる場合、または出勤日数が少ない場合には、最低保証額が定められている。
- ※ 賃金締切日がある場合は、直前の賃金締切日から遡って3か月で計算する。
- ※ 銭未満の端数は切捨て。

(徳永)

資産税係 公正証書遺言②…検認が不要です

自筆の遺言書を発見した場合、相続人は家庭裁判所で遺言書の検認手続きをしなければなりません。

「検認」とは、相続人に対し遺言の存在及びその内容を知らせるとともに、遺言書の形状、加除訂正の状態、日付、署名など検認の日現在における遺言書の内容を明確にして、遺言書の偽造・変造を防止するための手続です。

検認は遺言書の有効性を立証するために行うものではありませんので、明らかに法的な様式を満たしていないと思われる遺言書でも、検認の対象となります。ですので、検認をしたけれども、遺言書に不備があり「遺言書としては無効」ということもありえます。

検認手続をせず、封印された遺言書を開封した場合、5万円以下の過料に処せられることもあります。また、検認を怠ったことや遅滞したことにより、相続人や利害関係人に損害が生じた場合には、損害賠償責任が生じる可能性もあります。

また、不動産の相続登記や銀行預金等の相続手続の際に、検認済みでない遺言書では、手続きが出来ません。家庭裁判所で検認手続を済ませたことを証明する「遺言書検認済証明書」が必要となります。

公正証書遺言であれば、公証人が作成していますので、偽造や変造される可能性がなく、検認手続きは不要です。相続人の手続きのことを考えると、公正証書遺言を作成されることをお勧めします。

(坂田)



夏季休業の
お知らせ

当事務所では、**8月11日(金)**から**15日(火)**まで**夏季休業**とさせていただきます。何かとご不便をおかけする事と存じますが、何卒ご理解ご協力賜ります様お願い申し上げます。



8月の社会保険労務

■ 8月31日

- 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)
- 健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)
- 支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生月を迎える者)現況届
- 旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生月を迎える者)現況届

8月の税務

■ 8月10日

1. 7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

■ 8月31日

2. 6月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
3. 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
4. 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
5. 12月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)

6. 消費税の年税額が400万円超の3月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>

7. 消費税の年税額が4,800万円超の5月、6月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(4月決算法人は2か月分)<消費税・地方消費税>

8. 個人事業者の消費税・地方消費税の中間申告

■ 8月中において都道府県の条例で定める日

9. 個人事業税の納付(第1期分)

■ 8月中において市町村の条例で定める日

10. 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第2期分)



リスマネ委員会 万が一に備えるための死亡保険

死亡保険も医療保険同様、定期型と終身型に分かれています。

定期型死亡保険

更新や満期があるタイプで、満期を迎えると保障が終了するものが一般的

メリット

一定期間、手厚い保障を手頃な保険料で用意できる

デメリット

更新時に保険料が上がったり、保障金額が下がることがある

終身型死亡保険

更新や満期がないタイプで、一生の保障を用意できる

メリット

加入時のまま保険料・保障内容が変わらず亡くなるまで保障が続く

デメリット

保障内容を見直す機会が少ない

老後・退職後は家族の生活費までカバーする必要は少なく、死亡保険は葬祭費用を準備しておけば十分だと考えられています。

また、死亡保険で受け取った保険金には税金がかかります。

ですが、相続人が受取人の場合、一定の上限額を超えなければ非課税となります。

非課税となる上限額の計算方法

500万円×法定相続人の数＝死亡保険金に対する相続税が非課税となる上限額

多くの財産を持たれている方は、生命保険の節税メリットを活用してみてもいいかもしれません。

(さくらビジネス)

★ 所有不動産記録証明制度(令和8年4月までに施行)

登記官において、特定の被相続人(亡くなった親など)が登記簿上の所有者として記録されている不動産を一覧的にリスト化し、証明する制度。

★ 住所等の変更登記の申請の義務化(令和8年4月までに施行)

登記簿上の所有者については、その住所等を変更した日から2年以内に住所等の変更登記の申請をしなければならない。正当な理由がないのに義務に違反した場合、5万円以下の過料の適用対象。

★ 他の公的機関との情報連携・職権による住所等の変更登記(令和8年4月までに施行)

住所等の変更登記の手續の簡素化・合理化を図る観点から、登記官が他の公的機関から取得した情報に基づき、職権で住所等の変更登記をする仕組み。

ただし、自然人(個人)の場合には、住基ネットからの情報取得に必要な検索用情報(生年月日など)を提供していただく必要あり。また、変更登記がされるのは、本人の了解がある時に限られる。

★ DV被害者等の保護のための登記事項証明書等の記載事項の特例(令和6年4月1日施行)

DV防止法、ストーカー規制法、児童虐待法上の被害者等を対象に、対象者が載っている登記事項証明書等を登記官が発行する際には、現住所に代わる事項を記載する制度が設けられる(本人からの申出が必要)。

(田中)

広告コーナー



フォロのドレッシング 徳島土産にいかがですか

ふるさと納税もしております



さとふる6本



さとふる3本



人材派遣・人材紹介・業務委託
株式会社
ソフィア
(一社) 日本人材派遣協会加盟

問い合わせ先 TEL:088-655-1811

販売URL <https://sophia1001.base.shop/>



恥はかき捨て^{しくはっく}⑩ 認知機能検査に四苦八苦!!

後期高齢者になった私。免許証更新のために認知機能検査。16個のイラストを見せられ、数分後にその名前を再現するテスト。記憶が飛んで慌てたが、何とかセーフ。若い頃は試験試験の毎日。あの日は帰ってこない。

(竹内)

さくら通信をご覧になって、ご意見・感想がございましたら、お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....
.....
.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品を奨励または中傷するものではありません。

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
(株)さくらビジネスサービス
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会

〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
ホームページ: <http://www.skr39.co.jp/>
Eメール: kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL: 088-625-2556
FAX: 088-654-1181

発行